

科 目	金 額			
	百万	千	円	
(3) 居宅介護サービス利用料収入				
ア 介護予防短期入所生活介護				
① 食費				
② 滞在費				
(再掲) ①食費・②滞在費のうち特定入所者介護予防サービス費分				
③ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」による滞在費・食費の軽減分	▲			
④ 特別な居室料				
⑤ 特別な食事料				
⑥ 通常実施地域を超える送迎費				
⑦ 理美容代				
⑧ その他日常生活に必要となる費用のうち日常生活品費				
⑨ その他日常生活に必要となる費用のうち教養娯楽費				
イ 短期入所生活介護				
① 食費				
② 滞在費				
(再掲) ①食費・②滞在費のうち特定入所者介護サービス費分				
③ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」による滞在費・食費の軽減分	▲			
④ 特別な居室料				
⑤ 特別な食事料				
⑥ 通常実施地域を超える送迎費				
⑦ 理美容代				
⑧ その他日常生活に必要となる費用のうち日常生活品費				
⑨ その他日常生活に必要となる費用のうち教養娯楽費				
ウ 介護予防通所介護				
① 通常の事業実施地域以外の送迎費				
② 食費				
③ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」による食費の軽減分	▲			
④ おむつ代				
⑤ その他日常生活に必要となる費用のうち日常生活品費				
⑥ その他日常生活に必要となる費用のうち教養娯楽費				
エ 通所介護				
① 通常の事業実施地域以外の送迎費				
② 時間超過分の費用				
③ 食費				
④ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」による食費の軽減分	▲			
⑤ おむつ代				
⑥ その他日常生活に必要となる費用のうち日常生活品費				
⑦ その他日常生活に必要となる費用のうち教養娯楽費				
オ 介護予防認知症対応型通所介護				
① 通常の事業実施地域以外の送迎費				
② 時間超過分の費用				
③ 食費				
④ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」による食費の軽減分	▲			
⑤ おむつ代				
⑥ その他日常生活に必要となる費用のうち日常生活品費				
⑦ その他日常生活に必要となる費用のうち教養娯楽費				

I 事業活動収入(続き)

科 目	金 額			
	百万	千	円	
カ 認知症対応型通所介護				
① 通常の事業実施地域以外の送迎費				
② 時間超過分の費用				
③ 食費				
④ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」による食費の軽減分 ▲				
⑤ おむつ代				
⑥ その他日常生活に必要となる費用のうち日常生活品費				
⑦ その他日常生活に必要となる費用のうち教養娯楽費				
キ 介護予防訪問介護				
① 通常の事業実施地域以外の交通費				
ク 訪問介護				
① 通常の事業実施地域以外の交通費				
ケ 夜間対応型訪問介護				
① 通常の事業実施地域以外の交通費				
コ 介護予防訪問入浴介護				
① 通常の事業実施地域以外の交通費				
② 特別な浴槽水				
サ 訪問入浴介護				
① 通常の事業実施地域以外の交通費				
② 特別な浴槽水				
6 その他の事業収入 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※1				
(1) 補助金収入				
都道府県補助金収入				
市町村補助金収入				
うち社会福祉法人の軽減に係る補助金収入				
その他の補助金・助成金収入(民間基金等からの収入)				
(2) 市町村特別事業収入				
(3) 受託収入				
(4) その他				
うち徴収不能引当金戻入				
うち修繕引当金戻入				
うちその他の引当金戻入				
うちその他ホームヘルプサービス収入(障害者等)				
7 国庫補助金等特別積立金取崩額 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※1				
8 介護報酬査定減 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※1 ▲				
事業活動収入計				

※1：事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出してください。

第5 収支（その2-A：事業活動支出総括（指導指針））

- ・指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に基づいた勘定科目でご記入ください。
- ・社会福祉法人会計基準に基づいて会計を行っている場合には、第5収支（その2-B：事業活動支出総括（社会福祉法人会計基準））にご記入ください。

		平成19年9月分			
科 目		金 額			
		百万	千	円	
1	人件費 ※1（人件費は、「第4 給与」の「給与費等の合計⑨」の金額を記入してください。）				
2	経費				
	(1)直接介護支出（給食材料費以外は、平成18年度（平成18年）実績の1/12を記入してください。）※2				
	ア 給食材料費				
	イ 介護用品費				
	ウ 教養娯楽費				
	エ 医薬品費				
	オ 日用品費				
	カ 被服費				
	キ 消耗器具備品費				
	ク 保健衛生費				
	ケ 車輛費				
	コ 光熱水費				
	サ 燃料費				
	シ 本人支給金				
	ス 葬祭費				
	(2)一般管理支出（平成18年度（平成18年）実績の1/12を記入してください。）※2				
	ア 福利厚生費				
	イ 旅費交通費				
	ウ 研修費				
	エ 通信運搬費				
	オ 事務消耗品費				
	カ 印刷製本費				
	キ 広報費				
	ク 会議費				
	ケ 修繕費				
	コ 保守料				
	サ 賃借料				
	土地				
	建物及び建物付属設備				
	設備器械				
	その他の賃借料				
	シ 保険料				
	火災保険料				
	自動車保険料（自動車損害賠償責任保険料含む）				
	その他の保険料				
	ス 渉外費				
	セ 諸会費				
	ソ 租税公課				
	タ 委託費（年間委託の場合は、契約金額の1/12の額を記入してください。）				
	給食委託費				
	送迎委託費				
	寝具類洗濯・賃貸委託費				
	廃棄物処理委託費				
	事務委託費				
	清掃委託費				
	その他の委託費				
	チ 雑費				

II 事業活動支出

※1：退職給与引当金は「5 引当金繰入」ではなく、「1 人件費」に含めて記入してください。
 ※2：事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出してください。

科 目		金 額			
		百万	千	円	
II 事業 活動 支 出 (続 き)	3 減価償却費 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2				
	ア 建物及び建物付属設備減価償却費				
	イ 車両船舶設備減価償却費				
	ウ 特殊浴槽減価償却費				
	エ その他の減価償却費				
	4 徴収不能額 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2				
	5 引当金繰入※1 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2				
	徴収不能引当金繰入				
	修繕引当金繰入				
	その他の引当金繰入				
6 その他 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2					
7 おむつ関係経費 (購入・リース・廃棄委託等) (1~6の再掲)					
事業活動支出計 (1+2+3+4+5+6)					

※1：退職給与引当金は「5 引当金繰入」ではなく、「1 人件費」に含めて記入してください。
 ※2：事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出してください。

第5 収支（その2-B；事業活動支出総括（社会福祉法人会計基準））

・社会福祉法人会計基準に基づいた勘定科目でご記入ください。
 ・指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に基づいて会計を行っている場合には、第5収支（その2-A；事業活動支出総括（指導指針））にご記入ください。

		平成19年9月分			
科 目		金 額			
		百万	千	円	
II 事業 活動 支出	1 人件費支出※1 (人件費は、「第4 給与」の「給与費等の合計⑨」の金額を記入してください。)				
	2 事務費支出 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2				
	ア 福利厚生費				
	イ 旅費交通費				
	ウ 研修費				
	エ 消耗品費				
	オ 器具什器費				
	カ 印刷製本費				
	キ 水道光熱費				
	ク 燃料費				
	ケ 修繕費				
	コ 通信運搬費				
	サ 会議費				
	シ 広報費				
	ス 業務委託費 (年間委託の場合は、契約金額の1/12を記入してください。)				
	① 給食委託費				
	② 送迎委託費				
	③ 寝具類洗濯・賃貸委託費				
	④ 廃棄物処理委託費				
	⑤ 事務委託費				
	⑥ 清掃委託費				
	⑦ その他の委託費				
	セ 手数料				
	ソ 損害保険料				
	① 火災保険料				
	② 自動車保険料 (自動車損害賠償責任保険料含む)				
	③ その他の保険料				
	タ 賃借料				
	① 土地				
	② 建物及び建物付属設備				
③ 設備器械					
④ その他					
チ 租税公課					
ツ 雑費					
テ その他経費 (ア～ツに該当しないもの)					
3 事業費支出 (給食費以外は、平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2					
ア 給食費					
イ 保健衛生費					
ウ 被服費					
エ 教養娯楽費					
オ 日用品費					
カ 本人支給金					
キ 水道光熱費					
ク 燃料費					
① 車輛分					
② その他					
ケ 消耗品費					
コ 器具什器費					
サ 賃借料					
① 土地					
② 建物及び建物付属設備					
③ 設備器械					
④ その他					
シ 教育指導費					
ス 就職支度費					
セ 医療費					
ソ 葬祭費					
タ 雑費					
チ その他経費 (ア～タに該当しないもの)					

※1：退職給与引当金は「6 引当金繰入」ではなく、「1 人件費」に含めて記入してください。
 ※2：事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出してください。

科 目		金 額			
		百万	千	円	
Ⅱ 事業 活動 支出 (続 き)	4	減価償却費 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2			
		ア 建物及び建物付属設備減価償却費			
		イ 車両船舶設備減価償却費			
		ウ 特殊浴槽減価償却費			
		エ その他の減価償却費			
	5	徴収不能額 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2			
	6	引当金繰入※1 (平成18年度(平成18年)実績の1/12を記入してください。)※2			
		ア 徴収不能引当金繰入			
		イ 修繕引当金繰入			
		ウ その他引当金繰入			

※1：退職給与引当金は「6 引当金繰入」ではなく、「1 人件費」に含めて記入してください。

※2：事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出してください。

第5 収支（その3；その他の収支）

※介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及びそれと一体的に経営・会計を行っているサービスについてご記入ください。

平成19年9月分

科 目	金 額			
	百万	千	円	
III 事業活動外収入（平成18年度（平成18年）実績の1/12を記入してください。）※1				
1 借入金利息補助金収入				
2 受取利息・配当金収入				
3 その他の事業活動外収入				
事業活動外収入計				
IV 事業活動外支出（平成18年度（平成18年）実績の1/12を記入してください。）※1				
1 借入金利息				
① 短期借入金支払利息				
② 長期借入金支払利息				
うち建物・設備に係る借入金支払利息				
2 その他の事業活動外支出				
事業活動外支出計				
V 特別収入（平成18年度（平成18年）実績の1/12を記入してください。）※1				
1 施設整備等補助金収入				
2 施設整備等寄付金収入				
3 固定資産受贈額				
4 固定資産売却益				
5 国庫補助金等特別積立金取崩額				
6 他会計区分繰入金収入				
7 会計区分外繰入金収入				
8 その他の特別収入				
特別収入計				
VI 特別支出（平成18年度（平成18年）実績の1/12を記入してください。）※1				
1 基本金組入額				
2 国庫補助金等特別積立金繰入額				
3 固定資産除売却損				
4 他会計区分繰入金支出				
5 会計区分外繰入金支出				
うち法人本部に帰属する経費：役員報酬等				
6 その他の特別損失				
特別支出計				

※1：事業開始から1年に満たない場合には、事業開始からの経過月数に応じて1ヶ月分を算出してください。

第5 収支（その4；減価償却等の状況）

※開設主体が社会福祉法人である場合のみ記入してください。

平成18年度又は平成18年（1年分）

科 目	減価償却額			国庫補助金等特別積立金取崩額		
	百万	千	円	百万	千	円
建物・建物付属設備						
(1) 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設						
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）						
(3) 通所介護（介護予防含む）						
(4) 認知症対応型通所介護 （介護予防含む）						
(5) 訪問介護（介護予防含む）						
(6) 夜間対応型訪問介護						
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）						
(8) 介護予防支援・居宅介護支援						
(9) その他						
車両船舶						
(1) 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設						
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）						
(3) 通所介護（介護予防含む）						
(4) 認知症対応型通所介護 （介護予防含む）						
(5) 訪問介護（介護予防含む）						
(6) 夜間対応型訪問介護						
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）						
(8) 介護予防支援・居宅介護支援						
(9) その他						
特殊浴槽						
(1) 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設						
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）						
(3) 通所介護（介護予防含む）						
(4) 認知症対応型通所介護 （介護予防含む）						
(5) 訪問介護（介護予防含む）						
(6) 夜間対応型訪問介護						
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）						
(8) 介護予防支援・居宅介護支援						
(9) その他						
その他固定資産						
(1) 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設						
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）						
(3) 通所介護（介護予防含む）						
(4) 認知症対応型通所介護 （介護予防含む）						
(5) 訪問介護（介護予防含む）						
(6) 夜間対応型訪問介護						
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）						
(8) 介護予防支援・居宅介護支援						
(9) その他						

第5 収支（その5；補助金等の状況）

※介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及びそれと一体的に経営・会計を行っているサービスについてご記入ください。

平成18年度又は平成18年（1年分）

科 目	金 額			
	百万	千	円	
I 事業活動収入 (p.12 第4 収支(その1) の5その他の事業収入(1)補助金収入を再掲してください。)				
都道府県補助金収入				
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設				
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）				
(3) 通所介護（介護予防含む）				
(4) 認知症対応型通所介護（介護予防含む）				
(5) 訪問介護（介護予防含む）				
(6) 夜間対応型訪問介護				
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）				
(8) 介護予防支援・居宅介護支援				
(9) 特定の対象事業が定められていない補助金				
市町村補助金収入				
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設				
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）				
(3) 通所介護（介護予防含む）				
(4) 認知症対応型通所介護（介護予防含む）				
(5) 訪問介護（介護予防含む）				
(6) 夜間対応型訪問介護				
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）				
(8) 介護予防支援・居宅介護支援				
(9) 特定の対象事業が定められていない補助金				
II 事業活動外収入 (p.17 第4 収支(その3)その他の収支) の1借入金利息補助金収入を再掲してください。(借入金利息補助金の対象となっている施設を複数事業で利用している場合は、面積按分してください。)				
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設				
(2) 短期入所生活介護（介護予防含む）				
(3) 通所介護（介護予防含む）				
(4) 認知症対応型通所介護（介護予防含む）				
(5) 訪問介護（介護予防含む）				
(6) 夜間対応型訪問介護				
(7) 訪問入浴介護（介護予防含む）				
(8) 介護予防支援・居宅介護支援				
(9) 特定の対象事業が定められていない補助金				

第6 介護予防支援・居宅介護支援に従事する介護支援専門員の勤務状況

※介護予防支援・居宅介護支援（以下「居宅介護支援等」という。）を実施していない場合、または、居宅介護支援等は実施しているが今回調査対象となった施設サービスと費用が区分されている場合は記入不要

例	勤務形態 (○1つ) ※1				総労働時間 (9月中)		居宅サービス計画作成・給付管理を行った実利用者数※3 (9月中)								
	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	うち居宅 介護支援 等の介護 支援専門 員として 勤務した 時間※2	時間	要支援1	要支援2	経過的 要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護 認定 申請中
		○			170	時間	3	3	3	10	12	10	3	2	2
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

貴事業所の常勤職員1人あたりの 所定労働時間※4 (9月中)	時間
-----------------------------------	----

※1：施設の介護支援専門員と兼務している場合の「専従/兼務」については以下の基準で判断してください。

- ・形式上施設の介護支援専門員との兼務になっているが、勤務の実態としては居宅介護支援等の介護支援専門員業務のみを行っている→「専従」
- ・施設の介護支援専門員業務と居宅介護支援等の介護支援専門員業務の時間を分けることができる→「兼務」

在宅介護支援センターと兼務している場合の「専従/兼務」については以下の基準で判断してください。

- ・形式上在宅介護支援センターとの兼務になっているが、勤務の実態としては介護支援専門員業務のみを行っている→「専従」
- ・介護支援専門員業務と在宅介護支援センター業務の時間を分けることができる→「兼務」
- ・介護支援専門員業務と在宅介護支援センター業務の時間を分けることができない→「専従」

※2：要介護認定調査受託に関連する業務に従事した時間を含めて記入してください。

施設の介護支援専門員として従事した時間、在宅介護支援センター業務に従事した時間は含めないでください。

※3：1人の利用者に複数の介護支援専門員が関わっている場合で、主たる担当者が決められる場合には、主たる担当者の利用者として記入してください。主たる担当者を決めがたい場合には、関わっている介護支援専門員の人数で按分して、それぞれの介護支援専門員の利用者として記入してください。

(按分する場合、小数点以下第2位を四捨五入し、表記は小数点第1位まで)

【記入例】1人の利用者に介護支援専門員A、介護支援専門員Bの2人が関わっている場合

・介護支援専門員Aが主担当である→A：1人、B：0人

・介護支援専門員Aと介護支援専門員Bが同程度関わっており、主担当を決めがたい

→介護支援専門員の人数で按分 (1÷2=0.5) A：0.5人、B：0.5人

※4：所定労働時間とは、貴事業所で定めた勤務時間のことをさします。

たとえば、常勤職員の1日の所定労働時間が8時間で、9月中の所定勤務日数が20日だった場合には160時間 (=8時間×20日) となります。

※この調査票に書ききれない場合は、調査票をコピーして記入してください。